

# 胆沢区統合中学校土地取得契約のあり方を問う



千葉 啓郎 議員(市民クラブ)

**なぜ、庁内による検証報告なのか？**

**質問** 胆沢区統合中学校の造成工事中に、土の中から大量の廃棄物が出てきた件で、その処理費用約8000万円は市の負担となった。市は土地取得手続きの際に、売り主との間で瑕疵(かし)担保責任免除の覚書を締結している。市長は、このことを職員の行政事務上の問題として、検証するとしていた。そして、3月30日の議員説明会で「法律の専門家や部外の行政経験のある人の評価を得たい」と言いながら、庁内による検証になぜ変更したのか。庁内の者が庁内の者を調査しても信頼性

**法や規則に従って取得すべき**

**質問** 市が公有財産として取得する場合、「地方自治法」「奥州市財務規則」に従って取得するべきものであり、取得すべき財産に、物件や特殊な負担があれば、取得の手続きをしてはならないとあるが。

**市長** 一連の事務処理上を検証した結果、法律、政令または条例に抵触するところはない。しかし、事務の内部処理の経過を見ると、不適切な点はある。事業進捗を急ぐあまり市長決裁をせず、安易に締結の判断をしたことについては反省すべき点がある。



胆沢区統合中学校造成工事

に乏しいと思うが。  
**市長** 覚書の締結の違法性について、顧問弁護士からは民法その他の法律に照らして、締結を制限する特段の規定はないとの意見を受け入れた。



メガソーラー建設予定地

**質問** 奥州万年の森の残土処理は、4年以上も手つかずの状態だが、今までのような担当部署に指示を出したのか。また、そもそもはこの残土は市が処理するものか。

**市長** 残土は道路工事等への有効活用を常に指示してきた。しかしながら、スマートインターチェンジ工事への相当量の利用も期待したが、ソーラー設置工事時期との調整がとれず、結果的にこの1月に見送りととなった。見込みが十分でなかったと現時点で言わざるを得ない。新たな保管先を選定している状況である。また、胆江地区最終処

分場からの残土は広域行政組合所有であるが、協議により処分・活用は市が行うことを取り決めた。

**処理負担は市で!?**

**質問** 残土は市で処理すると、口頭で伝えたと言うが、ソーラー設置事業者選定時の公募要領を読む限り、事業者の責任と負担で処理すべきと考えるが。  
**市長** 確かに要領では、ソーラー設置・運営に係る一切の費用は事業者負担とあるものの、あくまで現在の建物等の撤去と理解している。

**質問** やはりこの問題は、市の重要課題として取組む姿勢に欠け、課題の先送りと考える。数千万円とも予想される処理負担を含めた今後の対応は。  
**市長** 今後の方向がまとまり次第、まずは議会に対して説明を申し上げ、協議させていただく予定である。

## 奥州万年の森の残土処理の経過は



佐藤 淳 議員(新世会)